

空き家バンク

町では、「空き家を所有されている方」と「空き家を利用したい方」のマッチング事業に取り組んでいます。



売る
買う

対象物件	引き受け不可物件
次のいずれの要件も満たす物件 ① 町内に所在する空き家、もしくは 空き家となる予定の物件 ② 住居用に使用されていた戸建て物件 ③ 売却・賃貸を希望する物件	・ 町外に所在する物件 ・ 未登記の物件（登記予定のものは除く） ・ 老朽化が激しく、あきらかに居住が難しい物件 ・ アパート、テナント、商業用等の物件 ・ 現地確認により不整合が見つかった物件 ・ 固定資産税の滞納のある物件 ・ その他、不適切だと判断する物件

空き家バンク登録の流れ



※空き家バンクは移住希望者への空き家情報等の提供により、移住への円滑な推進をサポートするものであり、あっ旋、売買・賃貸等手続きの代行、売買・賃貸仲介手数料等を受領するものではありません。



空き家バンク登録すると申請できる助成金

1. 空き家バンク登録推進助成金

交付対象者：空き家バンクへ登録した空き家の所有者
助成金額：一律3万円

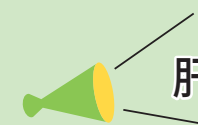


2. 空き家財道具等処分補助金

交付対象者：空き家バンク登録物件の所有者または入居者で、賃貸借契約または売買契約が成立した者
助成金額：対象経費の1/2（上限10万円）



お問い合わせ先 肝付町役場 移住サポートセンター ☎ 0994(65)8426



肝付町に住む皆さんの暮らしを応援します



住宅取得促進助成金

人口減少の抑制と定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域活性化を目的として、新築・中古住宅を問わず肝付町内に新たに住宅を取得された方へ助成金を交付します。



建てる
買う

要件	助成額
対象となる要件	新築住宅・建売住宅の購入 20万円（上限額） 中古住宅の購入 10万円（上限額）
加算となる要件	転入者の場合 10万円 同一世帯に 1人 10万円（商品券） 高校生以下の子供がいる場合 2人以上 20万円（商品券） ひとり親世帯の場合 10万円 新婚世帯の場合 10万円（商品券） 新築住宅の施工業者が町内業者である場合 10万円（商品券） 空き家バンク登録者と契約を交わした場合 10万円

お問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 ☎ 0994(65)8422



結婚新生活支援事業補助金

新規に婚姻し、肝付町に新居を構える夫婦世帯の住宅取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用・引っ越し費用について補助金を交付します。



新生活

項目	対象となるもの	対象とならないもの
住宅取得費用	住宅取得費用	土地購入費用、住宅ローン手数料等
住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	倉庫、倉庫にかかる工事費用、門、フェンス、植栽等の外溝にかかる工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置にかかる費用等
住宅賃借費用	家賃（1か月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	家賃（2か月目以降の分）、駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等
引越費用	引越業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合、家族や友人に依頼した場合、自身で行った場合

【補助額】夫婦ともに29歳以下の場合 上限60万円
夫婦ともに39歳以下の場合 上限30万円

※交付要件等の詳細については、ホームページでご確認いただくか、企画調整課までお問い合わせください。



お問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 ☎ 0994(65)8422